

災害対策について

令和4年11月17日
埼玉県難病対策協議会

埼玉県疾病対策課

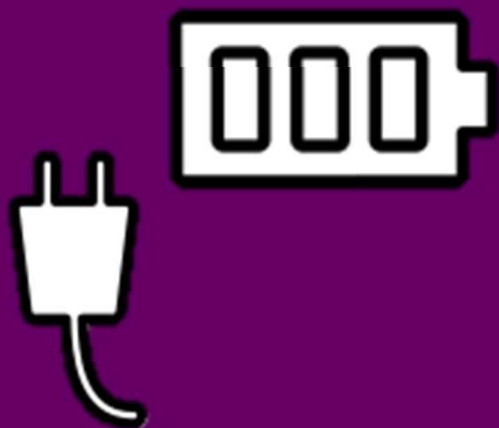
1. 平常時からの備え

2. 災害時の対応

3. 在宅ALS患者の安全確保に関する協定

保健所による訪問指導等

在宅療養中の方が、安心して療養生活を送れるように、保健所の保健師等が家庭訪問や電話、所内での面接などにより、家庭での療養上のご相談に応じています。



バッテリーの充電状況等の確認



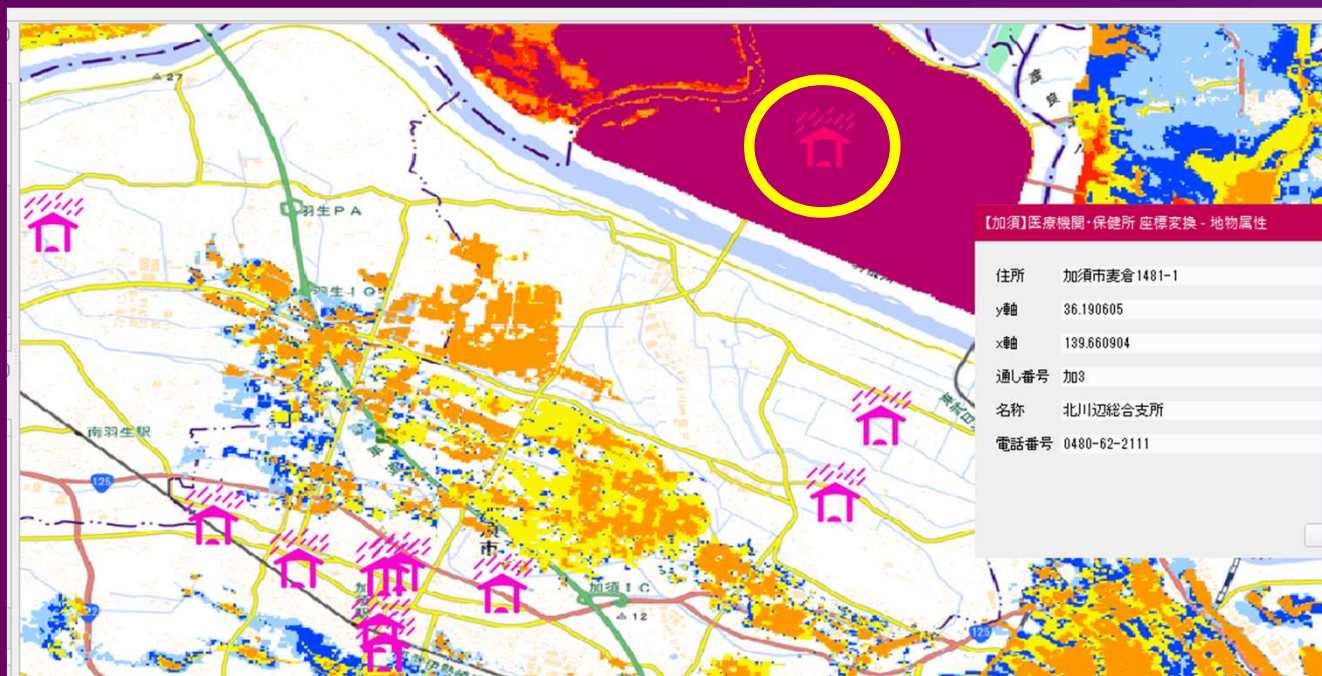
交流会等の実施



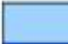






面接での相談

GISによる災害リスクの確認

GIS（地理情報システム）を活用した難病患者ハザードマップシステム（NHAMs）を導入し、令和3年12月より各保健所に導入し、各保健所でプロットを開始。



(例) 浸水継続時間

	12時間未満
	12時間～1日未満
	1日～3日未満
	3日～1週間未満
	1週間～2週間未満
	2週間～4週間未満
	4週間以上～

1. 平常時からの備え

取り込んだハザードマップ

データの種類
洪水浸水想定区域（想定最大規模）
洪水浸水想定区域（計画規模）
浸水継続時間（想定最大規模）
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）
家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）
土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜地の崩壊・地すべり）
土石流危険渓流
急傾斜地崩壊危険箇所
地すべり危険箇所

2015年の水防法改正に伴い作成された想定最大規模の洪水（1000年に1回）の洪水浸水区域についても掲載

※計画規模：従来の想定、100年や200年に1回の洪水

※想定最大規模：1000年に1回の洪水

秩父地域などの山間部も想定

災害対策基本法に基づく市町村への情報提供

- 市町村では、「災害対策基本法」に基づき、避難行動要支援者を対象に、「避難行動要支援者名簿」を作成。
- また、災害時に迅速かつ適切な避難が行えるよう、避難行動要支援者ごとに具体的な支援方法を検討し「個別避難計画」を作成。
- 県は、「避難行動要支援者名簿」作成に必要な難病患者情報を、市町村の求めに応じ提供。

避難行動要支援者

要介護状態の高齢者や障害のある方など自ら避難することが困難で特に支援が必要な方

避難行動要支援者名簿

地域防災計画により、避難の支援や安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な支援を行うための名簿

個別避難計画

災害発生時に円滑に避難するため、個別の状況に応じた避難支援を行う者や支援上の留意点、避難方法や避難場所、避難経路など各市町村が定めた内容を記載した計画

県は、求めに応じ、作成に必要な情報を提供

在宅難病患者一時入院事業

埼玉県と委託契約している医療機関に一時的に入院できるレスパイト目的の事業です。令和3年度から災害時に備えた避難的な入院についても事業の対象としました。

台風接近



接近前に入院



一時入院先医療機関

令和4年度から
20か所に拡大!



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

2. 災害時の対応

災害時における安否確認

災害時、厚生労働省からの指示を受け、保健所において在宅人工呼吸器装着の安否を確認しています。

⚠ 気象庁が発表する注意喚起

災害対策基本法が改正され、令和3年5月20日から避難指示で必ず避難となりました。（避難勧告は廃止）

また、氾濫危険情報は、水位の急激な上昇が予測された場合などにも発表されるようになりました。

本県では気象庁の早期注意情報やキキクル（危険度分布）、ハザードマップを確認し、風水害予測時は注意喚起等を行っております。

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 <small>※必ず発令される情報ではない</small>	大雨特別警報 キキクル（危険度分布） 氾濫発生情報	5相当
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞				
4	危険な場所から 全員避難	避難指示 第4次防災体制 <small>（災害対策本部設置）</small>	土砂災害警戒情報 ※2 極めて危険 非常に危険 氾濫危険情報	4相当
3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難 第3次防災体制 <small>（避難指示の発令を判断できる体制）</small>	※1 大雨警報 洪水警報 警戒（警報級） 氾濫警戒情報	3相当
2	自らの避難行動 を確認	第2次防災体制 <small>（高齢者等避難の発令を判断できる体制）</small> 第1次防災体制 <small>（連絡要員を配置）</small>	大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 注意（注意報級） 大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報	2相当
1	災害への心構えを 高める	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期注意情報（警報級の可能性）	

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当します。

※2 「極めて危険」（濃い紫）が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の紋み込みに活用することが考えられます。

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成

3. 在宅ALS患者の安全確保に関する協定

概要

災害時において、ALS患者の情報を人工呼吸器メーカー、県が共有し、ALS患者の安全を確保する旨の協定を日本ALS協会埼玉県支部、人工呼吸器メーカー及び埼玉県において締結する。

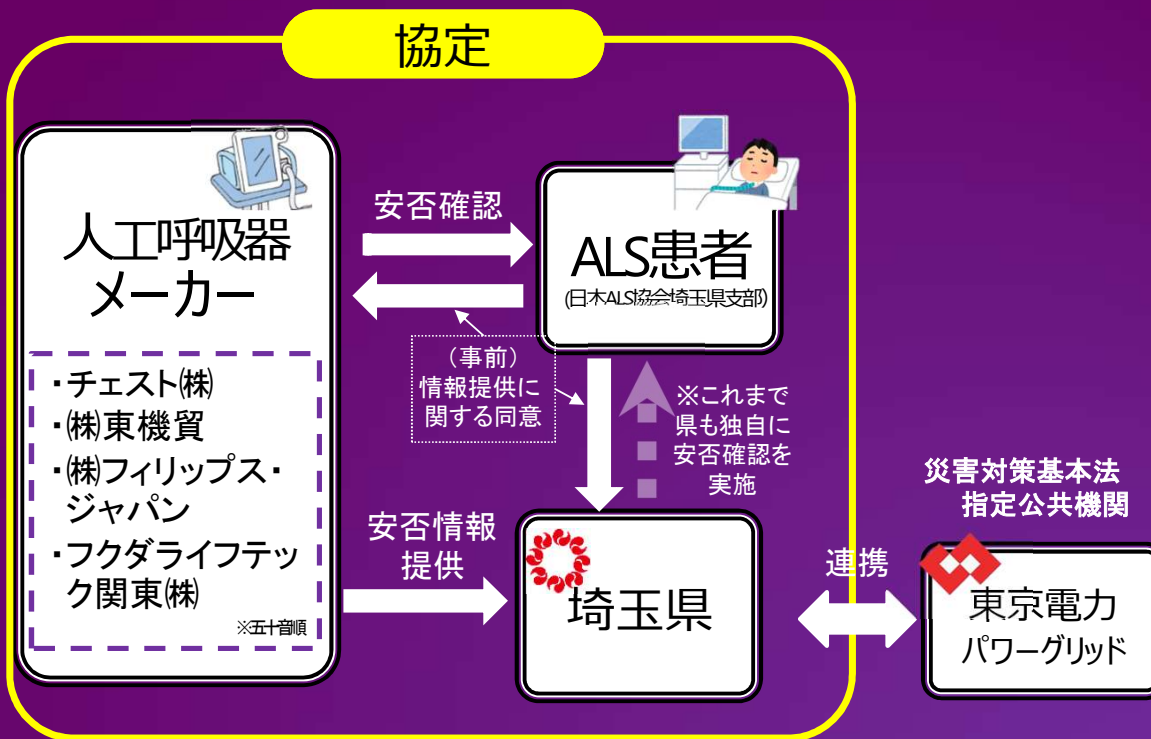
地震

台風

豪雨

豪雪

協定

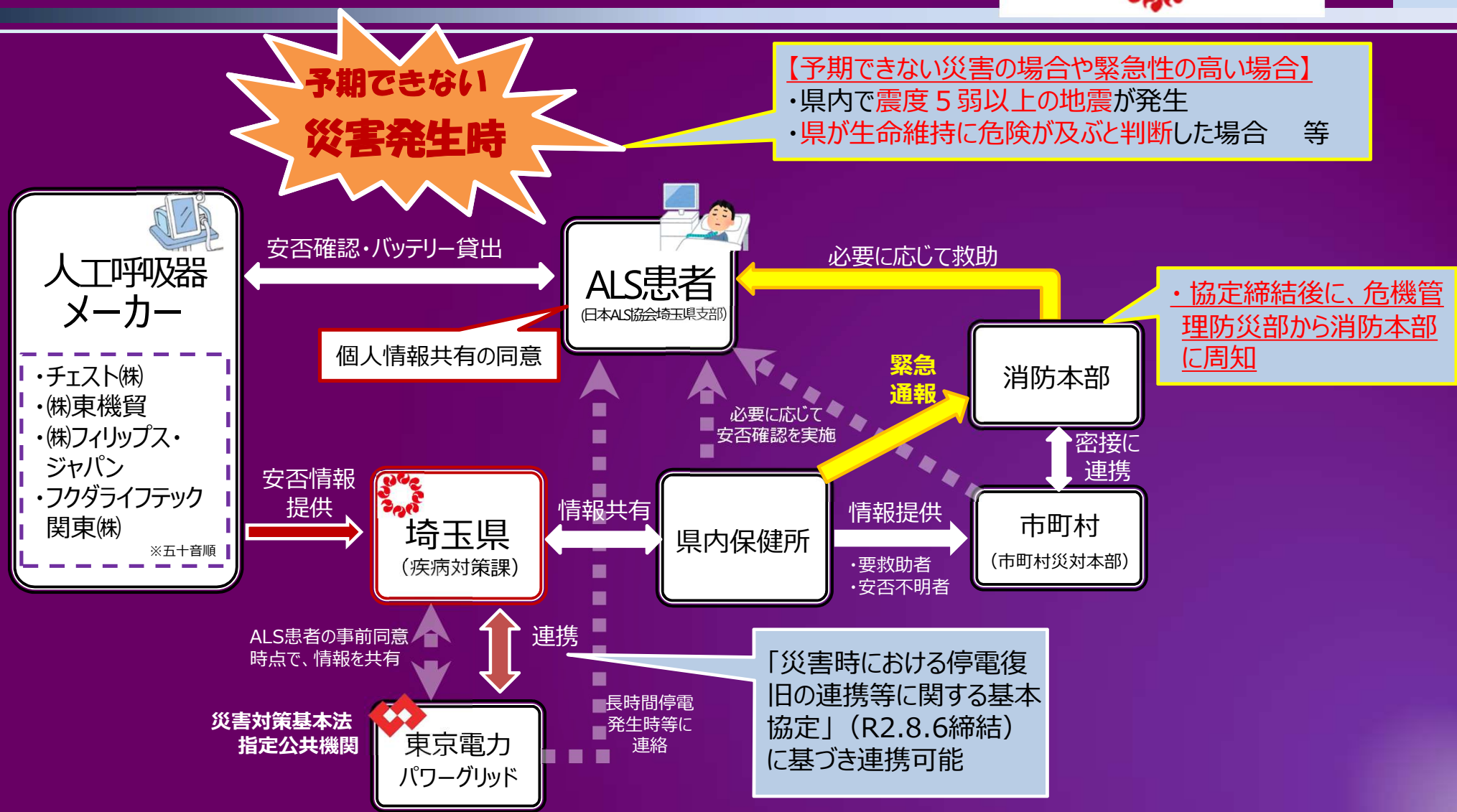


日本ALS協会埼玉県支部、人工呼吸器メーカー、埼玉県、及び東京電力パワーグリッドで、必要な範囲内で個人情報を利用することについて、ALS患者は、主治医と予め面談し、同意を得た上で、同意書を提出することを想定。

【参考】
災害対策基本法

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務) 第六条 (略)
2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

3. 在宅ALS患者の安全確保に関する協定



3. 在宅ALS患者の安全確保に関する協定

協定に至るまでの経過

- 令和3年11月 埼玉県難病対策協議会
- 令和4年1月 第1回災害時取組に関する情報交換会
(出席：人工呼吸器メーカー、ALS協会事務局、埼玉県)
- 令和4年5月 第2回災害時取組に関する情報交換会
(出席：人工呼吸器メーカー、ALS協会事務局、東京電力パワーグリッド、埼玉県)
- 令和4年6月 ALS協会埼玉県支部総会にて、患者団体として協定締結の意思決定
- 令和4年8月 協定締結式 (8/26 庁議室)
出席者：ALS協会埼玉県支部
(中村支部長 (ALS患者)・介助者数名、丸木事務局長)
人工呼吸器メーカー 4社
埼玉県 (知事、保健医療部長ほか)
- 令和4年10月 県内のALS患者さん宅にチラシを配布し、協定について周知

日本ALS協会埼玉県支部・人工呼吸器メーカーと
在宅ALS患者の安全確保に関する協定を締結しました

1 協定の概要

協定

- 人工呼吸器メーカー (富士通、東芝、パナソニック、三菱電機)
- ALS患者
- 日本ALS協会埼玉県支部
- 埼玉県
- 市町村・消防 (消防対策本部)

① 日本ALS協会会員の患者さんは県支部に情報提供への同意書を提出
② 各機関で平常時から情報を共有
③ 地震や台風直撃時等に人工呼吸器メーカーが安否確認を行います。
④ 人工呼吸器メーカーは県に安否確認の結果を報告し、共有します。
⑤ 県では、④の情報と保健所が行った確認結果を整理し、安否未確認者等を市町村や消防に情報提供します。

この協定によって推進されること

- 各機関と連携を図ることで、重要な支援体制を構築できます。
- 平常時より共通した情報を各機関で共有することで、災害時の対応の迅速化・効率化を図れます。

2 今後の安否確認について

生命維持に危険が及ぶ場合 (震度5以上の地震、非常に強い又は猛烈な台風の直撃など)

日本ALS協会 (埼玉県支部) の会員で人工呼吸器をお使いのかた

- ①同意書の提出後、協定に基づき、人工呼吸器メーカーが安否確認を行います。
- ②県は人工呼吸器メーカーからの情報をもとに対応します。

協会非会員のかた

従来通り、お住まいの市町村や保健所、訪問看護等から電話や訪問などで確認します。

埼玉県庁 疾病対策課 指定難病対策担当 千330-8901 さいたま市浦和区高砂3-15-1本庁舎4階
048-830-3562 a3590-04@pref.saitama.lg.jp

日本ALS協会埼玉県支部へのお問合せはこちら 048-857-4607 jalsa_saitama@yahoo.co.jp

※入会の場合、別途入会費が必要です。 令和4年10月作成